

羽島市一般競争入札実施要領

平成 9 年 5 月 16 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定に基づき、本市が発注する建設工事の請負契約及び物品の買入れ契約(以下「契約」という。)の一般競争入札の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札に付する契約)

第 2 条 一般競争入札に付する契約は、次に定める事項に該当するものとする。

(1) 1 億 5 千万円以上の建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に定める建設工事をいう。)ただし、その内容が一般競争入札に適さないものとして羽島市業者指名審査委員会規則(昭和 53 年羽島市規則第 12 号)第 1 条に規定する羽島市業者指名審査委員会(以下「委員会」という。)が決定したものを除く。

(2) 1 千万円以上の物品の買入れ。ただし、その内容が一般競争入札に適さないものとして委員会が決定したものを除く。

(一般競争入札の参加資格)

第 3 条 一般競争入札に参加できる者は、次に定める事項に該当するものとする。

(1) 羽島市契約規則(昭和 39 年羽島市規則第 6 号。以下「契約規則」という。)第 2 条の規定により入札の告示を行う日において、契約規則第 21 条の規定に基づき調製した羽島市指名競争入札参加者名簿に登録されている者。ただし、追加登録した者は除く。

(2) 前号に規定する日から 1 年前の応答日の間において、羽島市競争入札参加資格停止の措置要領(平成 19 年 9 月 25 日決裁)による資格停止期間のない者。

(一般競争入札の参加条件)

第 4 条 契約の性質又は目的により、前条に規定する一般競争入札に参加できる者の事業所の所在地又はその者の当該契約に関して経験若しくは技術的適正の有無等について必要な条件を委員会において定め、当該条件を満たす者により、一般競争入札を行うものとする。

(一般競争入札の告示)

第 5 条 一般競争入札実施及びその入札に参加する者に必要な資格等の告示は、羽島市役所掲示場に掲示して行い、次の各号に掲げる場所及び手段により、その旨を公表するも

のとする。

(1) 総務部管財課

(2) その他必要と認める公表場所又は手段

2 前項の告示は、一般競争入札告示様式によるものとする。

(資料の閲覧及び資格確認等)

第6条 一般競争入札に付する契約に関する設計図書及びその他の資料（以下「資料等」という。）は、総務部管財課において閲覧するものとする。

2 前項の規定により資料等を閲覧した者で一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に添付書類を添えて、指定した期限までに申請しなければならない。

3 前項に規定する期限経過後、第3条及び第4条の規定に基づき当該一般競争入札に係る参加の資格の有無及び条件を満たすかどうかを委員会の審議に付し確認した上、その結果を申請した者に対して、速やかに入札参加資格確認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

4 前項の規定により当該入札に係る参加資格があると認められたもので、入札参加資格確認通知書を交付した者（以下「入札参加者」という。）を入札参加資格確認通知書交付台帳（様式第3号。以下「台帳」という。）に登載するものとする。

5 入札参加者は、定められた期間内において資料等の貸与を受けることができる。

6 委員会の審議により参加資格がないものと認めた入札参加希望者には、入札参加資格確認通知書に理由を付し、参加資格がないと認めた理由について所定の期限内に説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(入札の参加)

第7条 入札参加者は、一般競争入札のため入札会場に入場するときは、入札参加資格確認通知書を係員に提示し、台帳との照合を受けなければならない。

2 前項に規定する手続きを受けない者は、当該入札に参加することができない。

(共同企業体)

第8条 対象となる工事を特定建設工事共同企業体による一般競争入札とする場合は、この要領のほか羽島市特定建設工事共同企業体取扱要領による。

2 羽島市特定建設工事共同企業体取扱要領第5条第3項の認定は、入札参加資格確認申請書による申請後、入札参加資格等の確認により行われ、入札参加資格確認通知書をもって認定されたものとみなす。

(入札の中止)

第9条 一般競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該契約を締結しようとするときは、当該入札を妨げた入札参加者を当該入札に参加させず、若しくは当該入札を延期し、又は中止するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成9年5月16日から施行する。
- 2 羽島市一般競争入札試行実施要領「平成7年5月31日決裁」は廃止する。

附 則 (改正 平成10年 7月10日決裁)

この要領は、平成10年7月10日から施行する。

附 則 (改正 平成15年 7月 1日決裁)

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (改正 平成17年 4月26日決裁)

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (改正 平成19年 3月15日決裁)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (改正 平成20年 4月30日決裁)

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (改正 平成25年10月10日決裁)

この要領は、平成25年10月10日から施行する。

一般競争入札を次のとおり行う。

羽島市長

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 (整理番号)
- (2) 工事名 (物品名)
- (3) 工事場所 (納入場所)
- (4) 工期 (納期)
- (5) 予定価格 (物品は除く。)
- (6) 工事概要 (規格等)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加する者は、次に掲げる条件を満たしているものとする。

- (1) 本告示日において羽島市契約規則第21条に基づいて調製した羽島市指名競争入札参加者名簿に登録されている者 (ただし、追加登録した者は除く。)
- (2) 本告示日から1年前の応答日の間において羽島市指名競争入札参加者選定要綱 (昭和51年羽島市告示第51号) 第7条の規定による指名停止期間のない者。
- (3) 以下、その都度、入札参加資格及び条件を記載

3 競争入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認申請書の提出

本件一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) に掲げる書類を添えて申請しなければならない。以下、必要に応じて添付書類を列記する。

(2) 申請書及び添付書類の提出期間等

ア 提出期間 告示の日から 年 月 日までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日を除く。

イ 提出時間 午前 時 分から午後 時 分まで。

ウ 提出場所 羽島市役所総務部管財課

4 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、年 月 日 時 分までにその旨を記載した書面を提出しなければならない。

(3) 書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 説明を求められたときは、年 月 日 時 分までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 書面の提出先

羽島市役所総務部管財課

5 申請書及び資料の様式

申請書及び資料の様式は、次のとおり配布する。

ア 配布期間 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日を除く。

イ 配布時間 午前 時 分から午後 時 分まで。

ウ 配布場所 羽島市役所総務部管財課

6 設計書、図書等の貸与

3により競争入札参加資格があると認められた者に対し、設計書及び図書等を次のとおり貸与する。

なお、設計書及び図書等の貸与期間は、日間とする。

(1) 受付期間 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日を除く。

(2) 受付時間 午前 時 分から午後 時 分まで。

(3) 受付場所 羽島市役所総務部管財課

7 設計書、図書等に関する質疑及びそれに対する回答

設計書及び図書等に対する質疑がある場合は、次に掲げるところにより書面で行う。

なお、質疑がない場合においても、「ない」旨を書面で提出すること。

(1) 提出期限 年 月 日午後 時 分

(2) 提出場所 羽島市〇〇〇〇課

(3) 回答日時 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日を除く。

(4) 回答場所 羽島市〇〇〇〇課

8 入札場所及び日時

(1) 入札場所 羽島市〇〇〇〇

(2) 入札日時 年 月 日 時 分

9 低入札価格調査制度（最低制限価格設定の場合は、これに代える。）

本工事は、「低入札価格調査制度対象工事（基準価格設定工事）」であり、基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があります。

10 入札保証金 羽島市契約規則の規定による

11 契約保証金 羽島市契約規則の規定による

12 前払金 有 無

13 部分払 有 無

14 議会の議決 有 無

15 委任状

入札参加者（代表者又は支店長等）にかわって代理人が入札に参加する場合は、入札参加者及び代理人双方が押印した委任状を入札書と併せて提出すること。

16 無効な入札

次の事項の一に該当する場合は、その入札は無効とする。

(1) 入札の資格を有しない者が入札したとき。

(2) 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。

(3) 入札書に記名押印がないとき、又は記載内容が明らかでないとき。

(4) 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。

(5) 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

(7) 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。

(8) 前各号のほか、市長があらかじめ指定した事項に違反したとき。

17 開札及び再度入札

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者立会いの上行う。
- (2) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (3) 再度入札は、原則として1回とする。
- (4) 無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

18 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがある。この場合における損害は、各入札者の負担とする。

19 落札の無効

落札者が特別な理由もなく、落札日から7日以内に仮契約を締結しない場合は、その落札を無効にする。

20 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするから、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった設計金額から消費税に相当する額を除いた金額を記載すること。
- (2) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (3) 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (4) 入札参加者が1人だけの場合は、入札を中止することがある。
- (5) 履行保証は、金銭的保証を原則とする。
- (6) その他この告示に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び本市の財務に関する規則等の定めるところによる。
- (7) 入札終了後、工事費積算内訳書の提出を求め場合があります。
- (8) 談合情報が寄せられた場合には、入札の直前の「くじ」により、2分の1の方を限度として、指名を取り消す場合があります。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先)

羽 島 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

年 月 日付けで告示のありました下記入札に参加する資格を確認されたく、
下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約しま
す。

記

1 工 事 名 (物品名)

2 工 事 場 所 (納入場所)

3 添 付 書 類

入札参加資格確認通知書

年 月 日

_____ 様

羽島市長

今般、下記の工事（物品）にかかる入札参加資格について確認したので通知します。
入札参加資格がないと通知された方でその理由について説明を求められる場合は、年
月 日までに、総務部管財課へその旨を記載した書面を提出してください。

記

工事（物品）名	
受付番号	
入札参加資格 の有無	有 ・ 無
(入札参加資格がないと認めた理由)	

